

和歌山市学校部活動の地域展開等の
在り方に関する方針
(骨子案)

和歌山市教育委員会
令和7年3月

I 学校部活動の地域展開等に係る国及び県の動向

II 和歌山市の中学校部活動を取り巻く現状

III 和歌山市における今後の目指す姿と取組の方向性

1. 目指す姿
2. 学校部活動の地域展開等のイメージモデル
3. 学校部活動の地域展開等の進め方
4. スケジュール
5. 検討委員会（仮称）の一覧

IV 和歌山市教育委員会等の役割

1. 和歌山市教育委員会の役割
2. 学校の役割

I 学校部活動の地域展開等に係る国及び県の動向

学校部活動改革についての国及び県のガイドラインと概要は次のとおりである。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)

学校部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針ー生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指してー」

(令和6年2月和歌山県教育委員会)

学校部活動については、その意義を踏まえた上で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、近隣の市町村や、近隣校と連携することで、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、学校部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同学校部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていく。地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、段階的に進めていく。令和6年度から令和8年度までを地域連携・地域移行の改革準備期間と定め、令和10年度までに地域クラブ活動の充実を目指す。

II 和歌山市の中学校部活動を取り巻く現状

本市における中学校生徒数と部活動加入生徒数及び部活加入率の推移は次のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	7,331人	7,299人	7,150人	7,038人
部活動加入生徒	5,991人	5,832人	5,602人	5,601人
部活動加入率	80% (運動部 58%) (文化部 22%)	80% (運動部 56%) (文化部 24%)	78% (運動部 55%) (文化部 23%)	79% (運動部 54%) (文化部 25%)

4年間で、約300人の生徒数の減少が見られる中、部活動加入率については、大きな変動は見られない。スポーツや文化活動に親しむ機会の確保、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等の意義をもつ学校部活動へのニーズは高い水準を保っている。しかし、運動部の一部団体競技においては、部活動へと加入はするものの、部員数がチーム結成人数に足らずに、複数校で合同チームを結成するといったケースが増加傾向にある。

また、競技や種目の専門性を有する指導者が配置されていない部があり、指導経験のない顧問教員の精神的負担が増大している現状もある。

Ⅲ 和歌山市における今後の目指す姿と取組の方向性

1. 目指す姿

和歌山市における、生徒の多様で豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

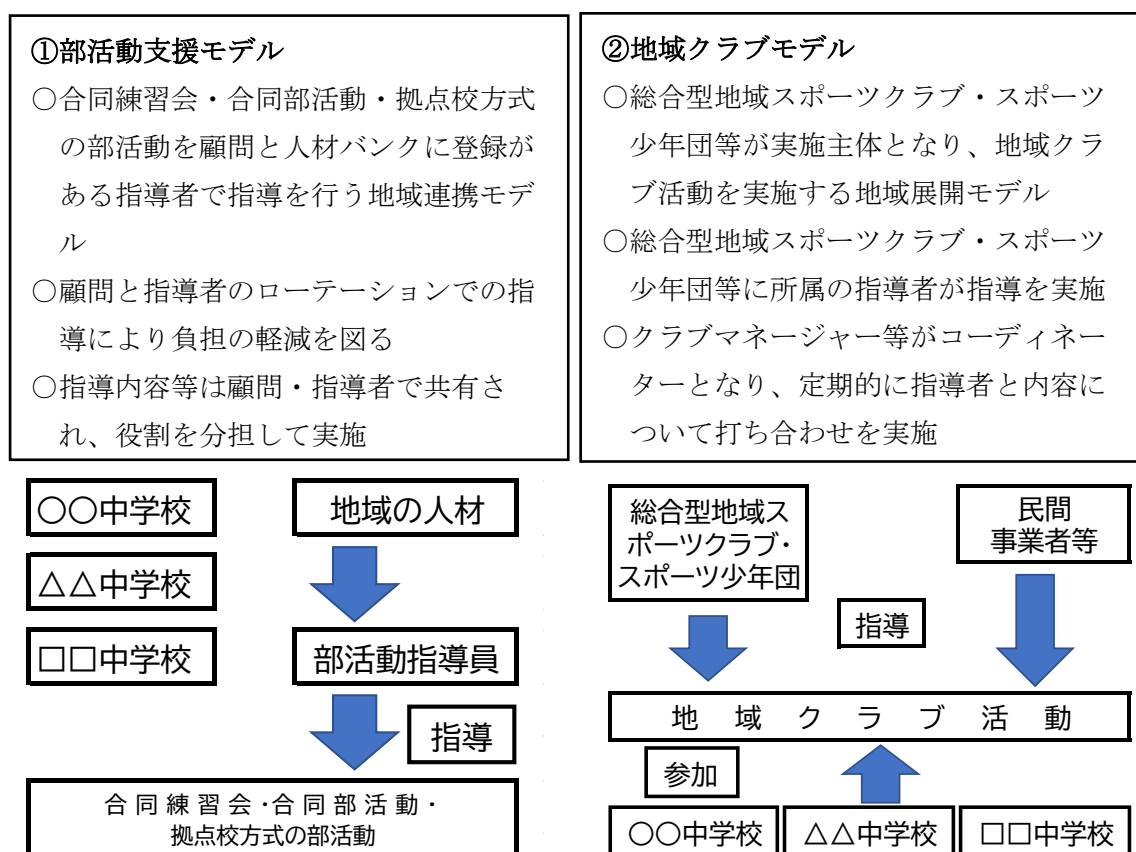
- ・すべての生徒が自分の望む形でスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる
- ・地域と学校、行政が一体となった持続可能な活動・運営体制を構築している

2. 学校部活動の地域展開等のイメージモデル

次に示す2つのイメージモデルに基づき、競技や種目の特性等に応じた体制を整備することを目指す。

学校部活動の意義を継承する観点から、段階的に地域展開等を進めていくこととし、競技や種目の特性に応じて、柔軟に体制を整えていく。

なお、地域展開等を進めるにあたり、和歌山市中学校長会、スポーツ関係団体、文化芸術団体はもとより、生徒や保護者の意見を取り入れながら取組を進めていくものとする。



※部活動支援モデルにおける実施形式の整理

合同練習会	合同部活動	拠点校方式の部活動
・学校に部が必要 ・部に顧問が必要 ・大会等には各学校で出場	・学校に部が必要 ・部に顧問が必要 ・大会等には合同で出場	・拠点校にのみ部が必要 ・拠点校に指導を委託できる
競技種目によっては、学校に部がない場合も考えられるので、部がある学校同士だと合同部活動、部がない場合は、部のある学校との拠点校方式の部活動となる		

3. 学校部活動の地域展開等の進め方

全競技種目一律の地域展開ではなく、学校の立地条件や各競技種目の特性に応じた地域展開等を進める。

① 各競技種目の検討委員会（仮称）による検討

- ・教育委員会・各競技種目の部活動顧問・地域の関係者等による検討会を開催し、検討を実施する。

●検討委員会（仮称）の構成メンバー（案）

（１）教育委員会

（２）部活動顧問

- ・運動部：和歌山市中体連専門部に依頼する。

専門部のない競技は各校顧問に依頼する。

- ・文化部：合唱部及び吹奏楽部は各校顧問に依頼する。

（３）総合型地域スポーツクラブ

（４）スポーツ少年団

（５）和歌山市小・中学校 PTA 連合会

（６）その他（民間事業者及び各競技団体等）

●検討内容

検討項目	検討の論点
イメージモデル	・①部活動支援モデル②地域クラブモデルにどのように当てはまっていくか
活動場所	・活動場所はどこか（学校、市の施設）
指導者	・地域クラブの有無 ・指導者資格の必要性 ・地域人材の有無 ・教師の兼職兼業の必要性
受益者負担の必要性	・活動に必要な運営費（指導者報酬、施設料、備品代）を鑑みた際に受益者負担の必要性の有無や想定金額
生徒・保護者のニーズ	・大会志向の活動体制やレクリエーション志向の活動体制等へのニーズ

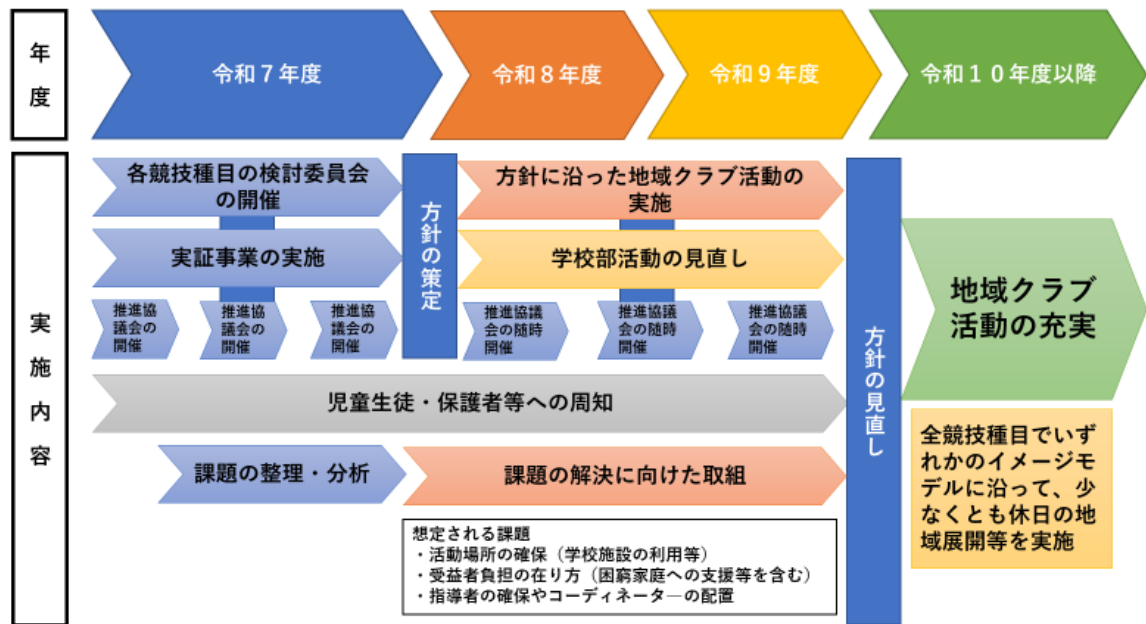
② 学校部活動の地域展開等についての情報発信

- ・学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会での協議内容や、検討委員会（仮称）の実施状況について、概要をまとめ、和歌山市教育委員会のホームページ等を通じて周知を行う。
- ・保護者への周知と併せて、児童生徒にも１人１台端末を利用して広報用のチラシを配布し、地域展開等への理解促進を図る。

③ 学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会での協議

- ・①での検討を通した各競技種目の取組をまとめ、本協議会で協議を行う。方針にて今後の取組内容等を示す。その後、各競技種目の取組状況や明らかになった課題について随時協議を行う。

4. スケジュール



（参考）移行期における生徒の活動



5. 検討委員会（仮称）の一覧

軟式野球	ソフトテニス	相撲
ソフトボール	サッカー	ラグビー
陸上競技	卓球	ダンス
バレーボール	ハンドボール	護身術
剣道	テニス	体操
バスケットボール	バドミントン	合唱
柔道	水泳	吹奏楽

【例① 軟式野球】

- ・教育委員会 ・軟式野球専門部（各中学校軟式野球部顧問）・総合型地域スポーツクラブ
- ・スポーツ少年団 ・和歌山市軟式野球連盟代表 ・PTA

【例② 吹奏楽】

- ・教育委員会 ・各校吹奏楽部顧問 ・和歌山県吹奏楽連盟代表 ・PTA

Ⅳ 和歌山市教育委員会等の役割

1. 和歌山市教育委員会の役割

①和歌山市教育委員会は、今後の学校部活動の地域展開等に向けて、推進協議会の開催及び関係者との連絡・調整を行い、各関係者同士の連携を支援する。

※学校部活動の地域展開等の関係者

- ・和歌山市教育委員会 ・市長部局 ・和歌山市中学校長会 ・和歌山市小・中学校 PTA 連合会
- ・和歌山市中学校体育連盟 ・和歌山市体育協会 ・各競技団体 ・和歌山市スポーツ少年団
- ・総合型地域スポーツクラブ ・和歌山市スポーツ推進委員連盟 ・和歌山県合唱連盟
- ・和歌山県吹奏楽連盟 ・学校運営協議会

②和歌山市教育委員会は、学校部活動の地域展開等に向けた取組について、アンケート調査により児童生徒・保護者等のニーズを把握し、進捗状況等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校と連携して情報発信を行う。

③和歌山市教育委員会は、今後の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方について、その趣旨や活動時間等を示した和歌山市部活動指針の改訂を行う。

2. 学校の役割

①学校は、本市の地域展開等の取組と並行して現在の学校部活動の運営の見直しを行い、和歌山市教育委員会との連携のもと、運営体制を整備していく。

②学校は、和歌山市教育委員会と連携し、児童生徒・保護者に本市の地域展開等に向けた取組について、入学説明会等で周知を行う。

③今後、各学校において学校部活動に所属する生徒が休日の地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から、学校と地域クラブとの間で、活動方針やスケジュール等の共通理解を図るとともに、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図る。